

別紙

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	役職名等	任期	備考
1	ササキ トオル 佐々木 徹	条例第2条第2項第1号 (公募による市民)	公募による市民	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	再任
2	ヒナタ ヨシノブ 日南田 好信	条例第2条第2項第1号 (公募による市民)	公募による市民	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	再任
3	ムラオカ アキコ 村岡 亜希子	条例第2条第2項第1号 (公募による市民)	公募による市民	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	再任
4	ワキタ ヨウコ 脇田 陽子	条例第2条第2項第1号 (公募による市民)	公募による市民	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	新任
5	ナカオ ケンジ 中尾 賢治	条例第2条第2項第2号 (学識経験者)	厚木地区 私立幼稚園協会 副会長	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	再任
6	ハヤシ モトハル 林 元春	条例第2条第2項第2号 (学識経験者)	元戸田小学校長 元荻野公民館館長	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	新任
7	オオサワ トシロウ 大沢 利郎	条例第2条第2項第3号 (学校教育の関係者)	神奈川県立 厚木高等学校長	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	新任
8	ハノウエ タカノリ 花上 高典	条例第2条第2項第3号 (学校教育の関係者)	厚木市立 東名中学校長	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	新任
9	エンドウ ススム 遠藤 進	条例第2条第2項第4号 (社会教育の関係者)	厚木市青少年健全 育成会連絡協議会 会長	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	再任
10	オオヤ ジュウロウ 大谷 重良	条例第2条第2項第4号 (社会教育の関係者)	厚木市文化協会 短歌会会長	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	再任
11	ハセガワ マサル 長谷川 勝	条例第2条第2項第4号 (社会教育の関係者)	公益財団法人 厚木市スポーツ協会 理事	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	再任
12	ミヤノ トシミ 宮野 利美	条例第2条第2項第4号 (社会教育の関係者)	厚木市子ども会 育成連絡協議会 専務理事	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	新任
13	ヤマグチ ミツオ 山口 光男	条例第2条第2項第4号 (社会教育の関係者)	厚木市立小鮎 公民館地区館長	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	再任
14	ムロタ ヨウコ 室田 陽子	条例第2条第2項第5号 (家庭教育の向上に資 する活動を行う者)	厚木市立小中学校 PTA連絡協議会 副会長	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	新任
15	ヨコミヅ トシエ 横溝 淑江	条例第2条第2項第5号 (家庭教育の向上に資 する活動を行う者)	厚木市地域婦人団体 連絡協議会会計	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	新任

厚木市社会教育委員条例（抜粋）

（設置及び定数）

第2条 本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置き、その定数は、15人とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- （1）公募による市民
- （2）学識経験者
- （3）学校教育の関係者
- （4）社会教育の関係者
- （5）家庭教育の向上に資する活動を行う者

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員を生じたときは、補欠の委員を委嘱するものとする。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

厚木市社会教育委員の概要について

1 社会教育委員について

社会教育法第15条「都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。」に基づき設置する。

委員は、厚木市社会教育委員条例第2条に基づき、教育委員会が委嘱、又は任命する。

2 委員の職務

社会教育法第17条「社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。」の規定による。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

3 委員の任期（交代委員）

令和3年6月1日から令和5年5月31日まで 2年間（再任も可）

4 委員の人数

公募による市民、学識経験者、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者 定数15人

5 会議の出席

厚木市社会教育委員会議の開催は年間4回から6回

神奈川県社会教育委員連絡協議会主催の総会、研修会、研究会等約4回

神奈川県県央教育事務所主催の連絡会議1回

（厚木市以外の会議等については、参加希望者の中から人数を調整）

6 委員の報酬

厚木市条例に基づき、日額による報酬支給

厚木市外で開催される会議等に出席の場合は、旅費支給

（一部研修や啓発活動など、無報償の活動もあり）

社会教育法 （社会教育委員関係個所を抜粋）

第3章 社会教育関係団体

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

第4章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○厚木市社会教育委員条例

昭和46年3月31日

条例第10号

改正 平成9年8月11日条例第11号

平成26年3月24日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第18条の規定に基づき、社会教育委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(平9条例11・一部改正)

(設置及び定数)

第2条 本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置き、その定数は、15人とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 社会教育の関係者
- (5) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(平9条例11・平26条例3・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員に欠員を生じたときは、補欠の委員を委嘱するものとする。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平9条例11・一部改正)

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員について必要な事項は、別に定める。

(平9条例11・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 厚木市社会教育施行条例（昭和32年厚木市条例第14号）は、廃止する。

附 則（平成9年条例第11号）抄

この条例は、平成9年11月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）から（4） 略

（5） 第3条の規定 平成11年6月1日

附 則（平成26年条例第3号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（厚木市社会教育委員条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 第2条の規定の施行の際、現に改正前の厚木市社会教育委員条例第2条に規定する社会教育委員（以下この項において「従前の委員」という。）である者は、第2条の規定の施行の日に、改正後の厚木市社会教育委員条例（以下この項において「新条例」という。）第2条の規定により社会教育委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

○厚木市社会教育委員会議規則

昭和46年4月1日

教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市社会教育委員条例（昭和46年厚木市条例第10号）第4条の規定にもとづき、社会教育委員（以下「委員」という。）の会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議長および副議長)

第2条 会議運営のため議長および副議長をおく。

- 2 議長および副議長は、委員の互選による。
- 3 議長は会議を代表し、会議の運営にあたる。
- 4 副議長は議長を補佐し、議長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は必要に応じて議長が招集する。

- (1) 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- (2) 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 厚木市社会教育施行条例施行規則（昭和32年教委規則第10号）は、廃止する。

厚木市社会教育委員会議の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚木市社会教育委員会議(以下「委員会議」という。)の会議を公開することによって、市民参加による市政の推進に寄与することを目的とする。

(会議の公開の基準)

第2条 委員会議の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 会議において、厚木市情報公開条例第7条(平成13年条例第15号)各号の規定に該当する情報について審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第3条 委員会議の会議の公開又は非公開の決定は、委員会議の議長(以下「議長」という。)が当該委員会に諮って行うものとする。

(公開の方法等)

第4条 委員会議の会議の公開方法等は、次のとおりとする。

(1) 委員会議の会議を公開で行う場合は、会議会場(以下「会場」という。)に傍聴席を設け、市民に傍聴を認めるものとする。

(2) 議長は、必要と認めるときは、傍聴人員を制限できる。

(3) 前号の傍聴人員を制限する場合は、先着順又は抽選によるものとする。

2 議長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。

(公開の周知)

第5条 委員会議の会議を公開する場合は、会議の開催日時、会場、議題、傍聴者の定員等を市政情報コーナーに掲示するものとする。

(資料の配布及び閲覧)

第6条 会議に提出した資料のうち、会議次第については、傍聴者に配布するものとする。

2 その他の資料については、議長があらかじめ認めた場合は、会議入場時に貸与し、退出時に返却させるものとする。

(遵守事項)

第7条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 議長の許可なく会議の写真若しくはビデオの撮影をし、又は録音をしないこと。

- (2) 委員会議委員等の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
 - (3) その他委員会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。
- (庶務)

第 8 条 委員会議の公開に関する庶務は、委員会議の庶務担当課が行う。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

令和3年8月6日

各市町村社会教育委員 様

神奈川県社会教育委員連絡協議会
会 長 小 池 茂 子
(公 印 省 略)

令和3年度神奈川県社会教育委員連絡協議会総会（書面）
の開催結果について（通知）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃より、本協議会の活動について、ご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、先日、書面により総会を開催した結果、次のとおりでしたので報告します。
ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

【書面会議の結果】

委員数 374 名に対し、回答数は 328。

神奈川県社会教育委員連絡協議会会則第 11 条第 5 項により、委員総数 374 名の 2 分の 1
を越えております。本総会は成立したことをご報告します。

議事

- (1) 令和2年度事業実施報告並びに収支決算報告について
承認 327 / 不承認 0 / 会長に一任 1
- (2) 令和3年度事業計画（案）並びに収支予算書（案）について
承認 327 / 不承認 0 / 会長に一任 1
- (3) 令和3年度役員等について
承認 327 / 不承認 0 / 会長に一任 1

上記のとおり、議題（1）～（3）について承認されました。

なお、さまざまなご意見をいただきましたので、主なご意見について別紙によりご紹介
します。

問合せ先

神奈川県社会教育委員連絡協議会事務局 永野・中島・大和田
神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課内
電 話 (045) 210-8344
ファクシ (045) 210-8939

＜主な御意見等＞

第1号議案

○7ページ 令和2年度の決算報告書について

- ・支出の部の増減の表記に疑問があります。このままでよいのでしょうか。
- ・7ページ増減欄が議事説明通り表記されていないので、訂正してください。

つぎのとおり b-a で 合計△382,953

→ 7ページの増減の表記については、一昨年度から御指摘をいただいておりますが、決算書の書式に決まりがないことは本県経理所管課等にも確認しておりますが、事務局では、神奈川県の様式に倣い、令和3年度決算書は昨年度と同様に、

- ・収入の部(6ページ)は「決算額 (b) - 予算額 (a) = 増減 (+は予算過達、-は予算未達)」
- ・支出の部(7ページ)は「予算額 (a) - 決算額 (b) = 増減 (+は予算以内、-は予算超過)」と表記いたしております。

今後もこの表記を使用してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。あわせて決算書の説明については工夫し、よりわかりやすい表現に努めてまいります。

第3号議案 令和3年度役員等について

○17ページ：会長の所属について

- ・会長の所属は会則第3条との関係で、「社会教育委員」とすべきではないでしょうか。多分併任になっていると思うので、このままだと構成員以外から会長を選ぶことになるのではないのでしょうか。

→ 会則の付則に、「第3条にかかわらず、神奈川県においては、生涯学習審議会委員を構成員とすることができる」とあります。現在、神奈川県社会教育委員の役割を生涯学習審議会委員が担っており、同審議会委員2名に社会教育委員連絡協議会に理事として入っていただいております。そのため、このままの記載とさせていただきます。

その他の意見

○幹事等について

- ・幹事・役員と共に女性の比率が低すぎると思います。「社会教育」の多様化を踏まえれば、役職にとらわれず、広く参画者を求めてもよいと考えます。
- ・県社教連の幹事会について1名も女性の名前がありませんでした。女性の意見も大事だと思います。

→ 役員は会則第7条(1)(2)により、また幹事は会則第12条により、選任することになっておりますので、性別について調整することは難しい状況です。このように、会則に則ってお願いしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、市町村より選出いただいている理事には、多くの女性がいらっしゃいますので、女性からの意見も反映できるよう努めてまいります。

○Web の活用について

- ・委員会開催にあたり、Web 会議を一部導入されていますが、経費削減の観点からももっとWeb 会議を活用した方がよいと思う。
→ 新型コロナウイルス感染症の状況と、開催する会議の内容や参加人数などに鑑みつつ、最も適切な方法を検討し、相談しながら進めてまいります。

- ・ZOOM形式での講演など企画できないでしょうか。
→ 講演など事業の内容、参加人数、その他諸条件を考慮しながら、今後検討してまいります。

以上

神奈川県社会教育委員連絡協議会会則

(名 称)

第1条 この会は神奈川県社会教育委員連絡協議会と称す。

(事務所)

第2条 この会の事務所は理事会の承認を得て会長の指定する場所におく。

(構 成)

第3条 この会は神奈川県及び神奈川県内の市町村の各々の社会教育委員をもって構成する。

(目 的)

第4条 この会は県市町村の社会教育委員相互の連携協調をはかり、もって県内の社会教育の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種研究会、講習会、協議会等の開催
- (2) 社会教育に関する情報の交換
- (3) 社会教育振興に関する調査研究
- (4) 関係機関、団体との連絡
- (5) その他目的達成に必要な事業

(役 員)

第6条 この会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 3名 理事

(役員を選任)

第7条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 理事は県及び人口40万人以上の市にあつては2名、その他の市町村にあつては1名とし当該市町村の社会教育委員の互選とする。
- (2) 会長・副会長は理事の互選により、総会の承認を得る。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任することができる。

2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

ただし、役員はその任期終了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

(役員職務)

第9条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は会務を総括し、この会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は理事会を組織し、次の事項を議決する。
 - ア 総会に付議すべき事項
 - イ 総会より付託された事項
 - ウ その他の重要事項

(顧問)

第10条 この会に総会の承認を得て顧問若干名をおくことができる。

2 顧問はこの会の重要事項について、会長の要請に応じて会議に出席し、意見を述べるができる。

(会 議)

第11条 この会の会議は総会及び理事会とする。

2 総会はこの会の最高の議決機関で、予算・決算・事業計画・事業報告・その他重要事項について審議し議決する。

総会は原則として年1回開催し、必要に応じて臨時に開催することができる。

3 理事会は原則として年3回開催し、必要に応じて臨時に開催することができる。

- 4 会議は会長が招集する。
- 5 総会及び理事会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数とする。
ただし、総会にあっては当該市町村の社会教育委員に、理事会にあっては他の理事に委任する委任状をもって出席者とみなすことができる

(幹事の選任及び職務)

第12条 この会に幹事をおき、幹事は県、政令指定都市、中核市並びに人口40万人以上の市の社会教育主管課長及び県教育事務所長（社会教育担当）、市町村の社会教育主管課長等若干名を会長が委嘱する。

2 幹事は幹事会を組織し、この会の目的を達成するため、理事会及び総会に提案する議題等の確認、連絡調整を行う。

3 幹事会は会長が招集する。

(監事の選任及び職務等)

第13条 この会に監事をおき、監事は前条の幹事以外の市町村の社会教育主管課長等の中から2名を会長が委嘱する。

2 監事の任期は1年とする。

3 監事は会計監査を行う。

(地区連絡協議会)

第14条 この会の事業を円滑に遂行するため、県教育事務所ごとに地区連絡協議会を設置することができる。

2 地区連絡協議会の組織、運営等に必要な規約は各地区で定める。

(事務局)

第15条 この会に事務局を置き、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課において事務を処理する。

2 事務局の職員は会長がこれを委嘱する。

3 事務局には、事務局長、事務局次長、事務局員を置き、事務局員は書記会計を兼ねる。

(経 理)

第16条 この会の経費は県及び各市町村の負担金、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 この会の会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(表 彰)

第17条 神奈川県社会教育委員連絡協議会の発展に顕著な功績のあった社会教育委員を表彰することができる。

(会則の変更)

第18条 この会則は理事会の議決及び総会の承認を得なければ変更することはできない。

(細 則)

第19条 この会の会務処理に必要な事項は理事会において別に細則を定める。

付 則 この会則は昭和37年4月1日から施行する。

昭和46年7月8日一部改正。

昭和52年7月6日一部改正。

昭和54年7月10日一部改正。

平成9年6月6日一部改正。

平成20年6月6日一部改正。

第3条にかかわらず、神奈川県においては、生涯学習審議会委員を構成員とすることができる。

平成22年6月16日一部改正。

神奈川県社会教育委員連絡協議会会長表彰規程（平成15年6月5日施行）は廃止する。

神奈川県社会教育委員連絡協議会会長表彰選考委員会の設置及び運営要領（平成15年6月5日施行）は廃止する。

平成23年6月17日一部改正。

令和2年8月20日一部改正。

令和3年度神奈川県社会教育委員連絡協議会研修会(動画配信による Web 開催)開催要項

- 1 趣 旨 県内各地の社会教育委員をはじめ、社会教育関係職員が一堂に会し、研修をとおして各地域における社会教育活動の状況や研究の成果について確認するとともに、生涯学習社会の観点にたつて、社会教育のあり方や今日的な課題解決から資質の向上を図る。
- 2 主 催 神奈川県社会教育委員連絡協議会
- 3 テーマ 「社会教育委員の新たな役割」
- 4 対象者 各市町村社会教育委員及び関係職員
- 5 参加方法 神奈川県立総合教育センターホームページ（神奈川県社会教育委員連絡協議会ホームページからもリンク）上の掲載による動画配信を視聴
＜配信期間＞令和3年9月下旬～11月中旬予定
- 6 内 容 ○開会 あいさつ
○葉山町・山北町(令和2年度地区研究大会担当市町)の発表
○講演 「社会教育委員の新たな役割～社会の大きな変化の中で～」
講師 明治学院大学社会学部社会学科教授 坂口 緑 氏
○閉会

明日に向け 学びの輪を 広げよう!!

～地域の魅力 グローバル社会で再発見～

学校を
サポートできる
地域の力を
育てたい!

コロナ禍で
人や地域とどう
繋がっていきほ
まっかけづくりに!

第52回関東甲信越静 社会教育研究大会 東京大会

2021 11/ 11(木) - 12(金)

人生100年時代に向けて考える～これからの未来とは？
人や地域が繋がっていく取組みとは？

生活様式が変わりゆく中、グローバル社会の視点を大切にしながら、
人々によってはぐまれた地域の魅力を再発見しましょう!

【全体会場】

府中の森芸術劇場

東京都府中市浅間町1-2
京王線 東府中駅 北口下車徒歩7分
(新宿駅から約25分、京王八王子駅から約20分)

【分科会第1会場】

府中の森芸術劇場 (同左)

【分科会第2会場】

ルミエール府中

東京都府中市府中町2-24
京王線 府中駅 北口下車徒歩6分
(新宿駅から約25分、京王八王子駅から約20分)

【参加費】 3500円 (参考資料代として)

主 催

一般社団法人全国社会教育委員連合／関東甲信越静社会教育委員連絡協議会／東京都市町村社会教育委員連絡協議会／
令和3年度関東甲信越静社会教育研究大会東京大会実行委員会

後 援

東京都教育委員会／府中市教育委員会

※新型コロナウイルス感染症の状況等により、開催内容を変更する場合があります。



【開催趣旨】

私たちは、今、人生100年時代に向け、未来志向の社会教育を考えていかなければなりません。

社会教育は、人・つながり・地域をはぐくみ、よりよい社会を形成することが出来るものだからです。

大会スローガン「明日に向け 学びの輪を広げよう!!」は、人生100年時代のこれからの未来を表現し、社会教育=学びが広がっていくことをイメージし、人や地域がつながっていくことを目指します。

これまで、それぞれの地域では、豊富な人材と魅力あふれる多くのコミュニティにより様々な取組みが行われてきました。しかしながら、超高齢社会が進み、コミュニティの弱体化が叫ばれるよ

うになり、最近では、新型コロナウイルス感染症がそれに追い打ちをかける事態となっています。そして、社会教育が得意とする、顔と顔を突き合わせてのコミュニケーションがとりづらくなり、コミュニティの先細りへの不安が地域に広がってきています。

そのような中、インターネットを活用した新しいコミュニケーションの取り方が広がりを見せており、新しい地域をつながり、社会教育の方法を模索しなければなりません。人々によってはぐくまれた地域の魅力を再発見する必要があります。東京大会が、地域の活性化に向けた新しい社会教育活動のきっかけとなるような大会になれば幸いです。

【日程(予定)】

1日目

- 11:30～ 受付開始
- 12:30～12:45 アトラクション
- 13:00～13:25 開会行事
- 13:30～16:15 基調講演・トークセッション
- 16:20～16:35 閉会行事
- 16:45～17:20 分科会打合せ(関係者)
- 17:30～19:30 情報交換会

2日目

9:00～受付開始 9:30～12:00分科会

- 第1分科会 [ワークショップ] 人口減少地域を支える社会教育
- 第2分科会 [事例発表] 伝統文化を未来へ(風習・お祭り×社会教育)
- 第3分科会 [事例発表] シビックプライドで活性化する地域コミュニティ～住民の役割と行政の関わり～
- 第4分科会 [事例発表] ICT普及時代における地域づくり
- 第5分科会 [グループワーク] 新しい生活様式における社会教育の実践



駐車場のご用意はございません。なるべく公共交通機関でお越しください。

【全体会場】【分科会第1会場】
府中の森芸術劇場

東京都府中市浅間町1-2
京王線 東府中駅 北口下車徒歩7分
(新宿駅から約25分、京王八王子駅から約20分)

【分科会第2会場】
ルミエール府中

東京都府中市府中町2-24
京王線 府中駅北口下車徒歩6分
(新宿駅から約25分、京王八王子駅から約20分)

【お問い合わせ】 令和3年度関東甲信越静社会教育研究大会東京大会実行委員会事務局

令和2年度
青梅市教育委員会 教育部 社会教育課
電話:0428-22-1111(内線2381)
FAX:0428-22-9835
メール:div7050@city.ome.lg.jp



令和3年度
府中市 文化スポーツ部 文化生涯学習課
電話:042-335-4394
FAX:042-365-3593
メール:syakyo01@city.fuchu.tokyo.jp

